

【用語解説】

※1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」

すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備の推進を求める法律。

(条文は資料編に掲載)

※2 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、全ての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念として国が定めた計画。

※3 「北海道子どもの読書活動推進計画」

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、北海道の全てのこどもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、環境づくりを進めるために北海道が策定した計画。

※4 「発達段階ごとの特徴」

「北海道子どもの読書活動推進計画（第四次計画）」より。(詳細内容は資料編p.35に掲載)

※5 「砂川市第7期総合計画」

砂川市の最上位計画と位置付け、市民と行政が共有するまちづくりの指針として市が策定した計画。「自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち」をみざす都市像としている。

※6 「砂川市教育推進計画」

「砂川市第7期総合計画」や「砂川市教育目標」をふまえ、これからの砂川市の教育の方向性と具体的な取組を総合的かつ体系的に明確にするために教育委員会が策定した計画。

※7 「ブックスタート事業」

乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんと絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本などの入ったブックスタート・パックを無料で手渡し、読書への関心を深めるとともに親子のふれあいの時間を持てるよう支援する事業のこと。

※8 「朝の一斉読書」

学校における始業前の一斉読書のこと。

※9 「家読(うちどく)」

家庭での読書を通して、家族のコミュニケーションを図ろうという取組のこと。

※10 「青少年体験活動支援施設」

集団での宿泊活動や自然体験、生活・文化体験などにより、青少年をはじめとする様々な年代の体験を通じた学びを支援する北海道立の施設。道内に6施設あり、砂川市には「ネイパル砂川」がある。

※11 「学校図書館図書標準」

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の整備を図る際の目標として、学級数に応じて設定した標準冊数のこと。